

清算金について

換地処分に伴い、換地処分の公告の日における土地所有者及び借地権者に対し、清算金（徴収または交付）が発生いたします。土地の売買の際には、トラブルを防止するため、清算金の取り扱いについて、売主・買主、双方の売買契約書に「重要説明事項の特記事項」として明記してください。

従前地分筆による仮換地変更(分割)手続きについて

土地区画整理事業地内において、土地の売買、相続、贈与、共有物分割、またはその他の理由により仮換地の分割を必要とする場合は、従前の土地を分筆し、仮換地を変更(分割)することができます。

なお、土地の分筆手続きや調書修正等に伴う費用（土地所有者の負担）、お手続きに関しては、事前に市街地整備課に相談してください。

権利の変動はご連絡を!

土地の相続、売買などで所有権等の権利が移転された場合には、市街地整備課にご連絡くださるようお願いいたします。

建築物の建築や工作物（ブロック塀等）の建設等を行う場合は、土地区画整理法第76条許可申請・地区計画の届出が必要です。

土地区画整理法第76条許可申請・地区計画の届出について

第76条 西大袋地区内で建築物の建築や工作物（ブロック塀等）の建設等、宅地造成などを行う場合には、土地区画整理法の規定により、法第76条許可が必要です。（許可申請は、市街地整備課まで）

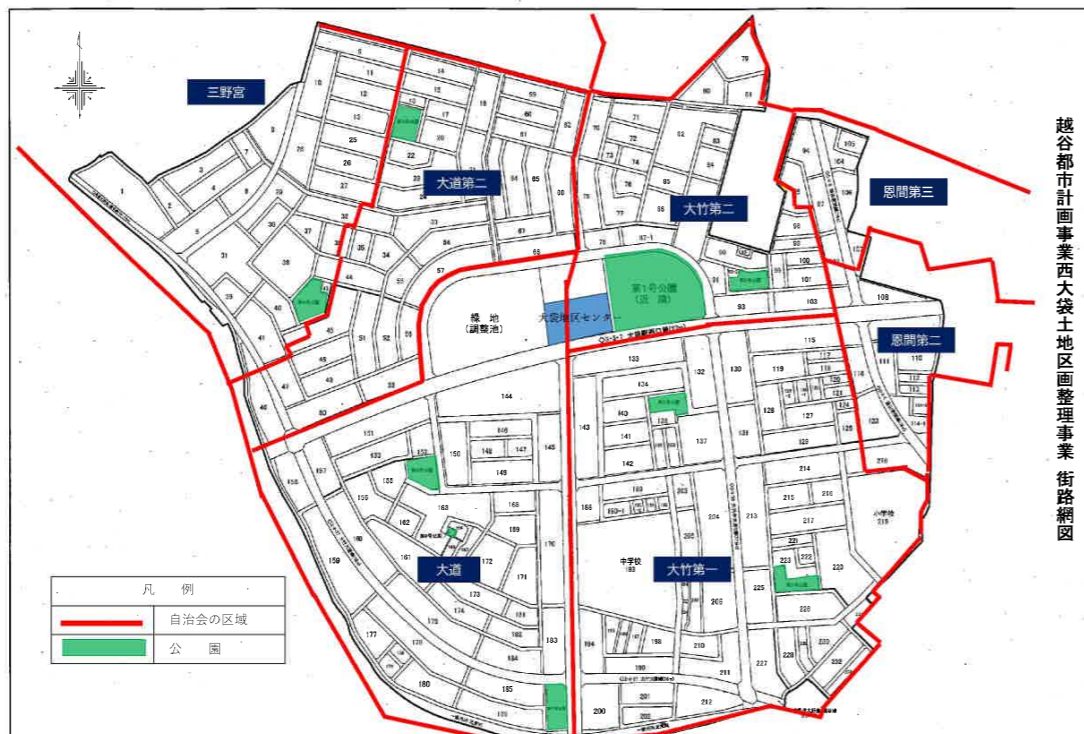
地区計画 西大袋地区内で建築物の建築や工作物（ブロック塀等）の建設等、宅地造成などを行う場合には、都市計画法の規定により、工事着手の30日前までに都市計画課に地区計画の届出が必要です。届出は、都市計画課（048-963-9221）まで

仮換地への電柱等の設置について

電気・電話等の供給のため東京電力・N T T等各企業者からの建柱計画に基づき電柱等の設置を進めています。電柱等の設置は、関係権利者の皆様に仮換地（私有地）への電柱等の設置をお願いしています。敷地内の電柱等の設置にご理解、ご協力をお願いします。

新たに西大袋地区に転入された方へ(自治会加入のお願い)

地域コミュニティの推進を図るため、自治会への加入をお願いします。地域コミュニティについては、市民活動支援課まで（048-963-9153）



西大袋地区 区画整理情報 No.34

発行: 令和8年5月

発行者: 越谷市役所都市整備部市街地整備課
(市役所本庁舎 6階)

問い合わせ: 048-963-9231(直通)



◎大袋地区センター・公民館の開所について

令和8年4月1日に市内で10か所目の大型地区センターとして、大袋地区センター・公民館が開所いたしました。昭和47年に建設された旧大袋地区センター・公民館の老朽化等に伴い、西大袋土地区画整理事業地内中心核の調整池と公園の間の公共用地に、令和6年度より建設工事を開始して、令和8年2月に工事が竣工いたしました。地区センターは市内13のコミュニティ区域ごとに設置され、生涯学習・地域コミュニティ・地域福祉・防災救援機能を有し、また、高齢者の介護・健康・生活のお困りごとを気軽に相談できる地域包括支援センター大袋も併設しております。

1. 施設名 大袋地区センター・公民館
2. 主な施設 延床面積 2,859.59㎡、建築面積 1,740.58㎡、事務室、学習室、調理室、自由活動室、和室、多目的ホール、調理室、工作工芸室、図書コーナー、スタディーコーナー、駐車場台数 53 台、駐輪台数 111 台、防災備蓄倉庫、消防団器具置場など



建物正面（南西側から）



正面駐車場から建物を見る



スタディーコーナー



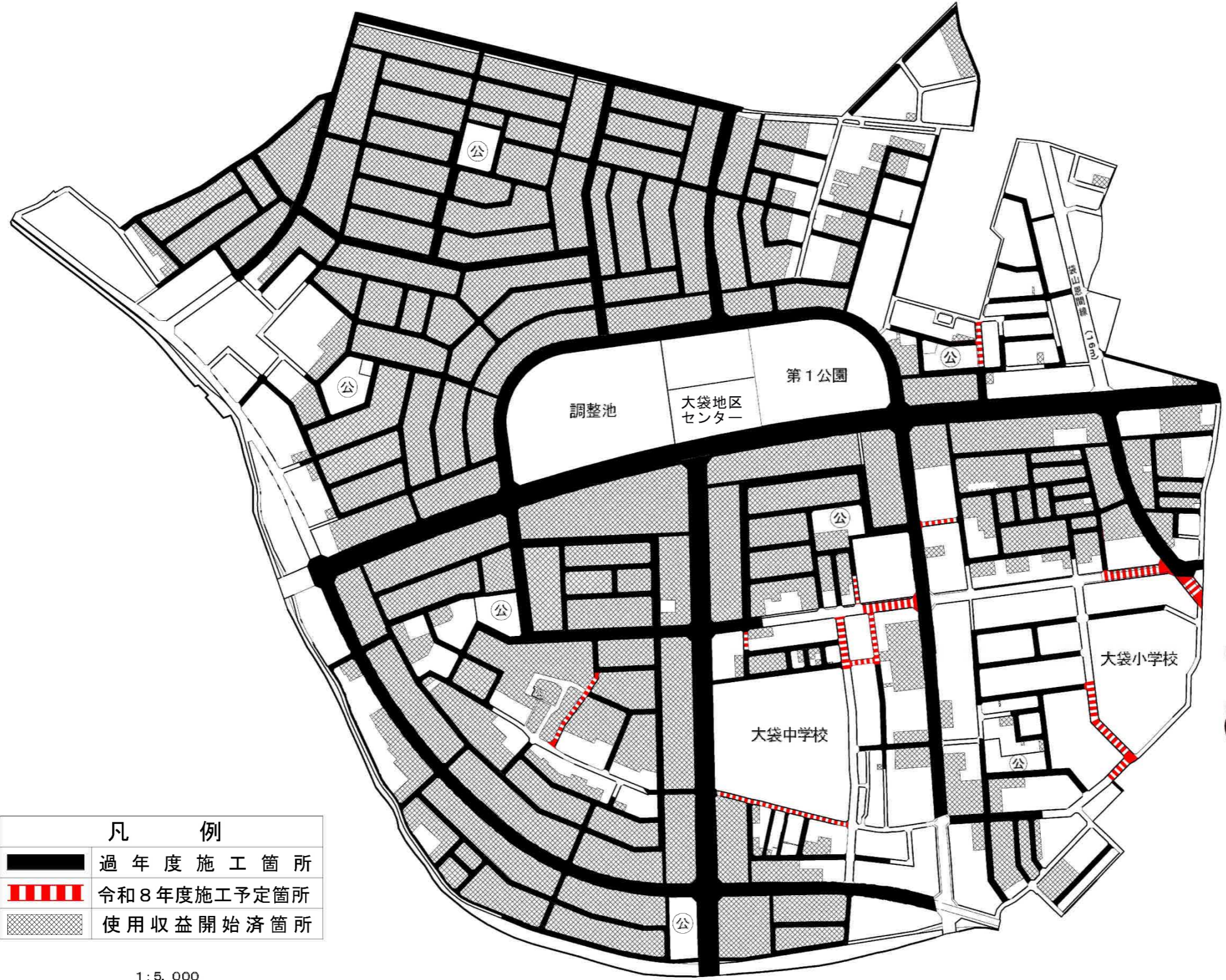
調理室

令和8年度の事業予算について

令和8年度の事業予算については、約23.7億円です。主な事業予算は次のとおりです。

○ 街路・下水道・盛土工事費等	6億 8,020 万円	○ 委託料	1億 4,730 万円
○ 家屋・立木等移転補償料	4億 6,000 万円	○ 事務費等	1億 0,387 万円
○ 土地使用・盛土整地補償料	1億 2,100 万円	○ 公債費	6億 9,863 万円
○ 上水道工事費負担金等	1億 5,900 万円		

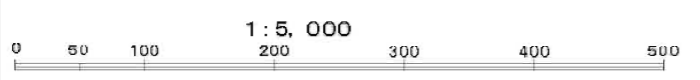
令和8年度街路築造工事箇所図



至大袋駅

至大砂橋

凡 例	
	過年度施工箇所
	令和8年度施工予定箇所
	使用収益開始済箇所



越谷特別市民
ガーヤちゃん